

令和6年度 札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務 仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、札幌市市民文化局文化部文化振興課で実施する「令和6年度札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

2 業務の目的

札幌芸術の森（以下、「芸術の森」という。）は、美術、音楽、工芸、演劇、舞踊その他の文化芸術に関する事業を実施すること及びこれらに関する活動の場を提供することにより、新しい文化芸術を創出し、豊かな大自然と文化芸術が調和した環境を形成することを目的として、昭和61年に開設した施設である。

現在、オープンから35年以上が経過し、従来の文化芸術の振興、アーティスト活動の場としての機能に加え、観光、教育、社会包摂を実現する機能が求められるなど、施設を取り巻く環境や施設の利用用途も変化しており、限られた予算の中で中長期的に魅力を向上させるには、時流に即した施設・事業運営を検討しなければならない。

本業務は、これまでの芸術の森の運営実績等を基に課題を整理し、芸術の森指定管理者や美術、工芸・工房、音楽・舞台芸術の各有識者により組織する検討委員会による検討結果に基づく「(仮称)札幌芸術の森運営方針検討報告書」を作成することを目的とする。

3 業務の内容

(1) 芸術の森の課題に関する調査分析業務

芸術の森の運営実績や、芸術の森指定管理者・利用団体へのヒアリング等を基に施設・事業運営にかかる課題を調査分析すること。実施にあたっては以下を満たすこと。

- ①芸術の森開園当初から現在までの、施設を取り巻く状況の変化と、芸術の森が現状果たすべき役割を踏まえ、中長期的な視点で芸術の森に必要な機能を分析すること。
- ②実施している各事業について、事業開始の経緯や実施にかかる費用、事業効果等を踏まえた上で課題を整理すること。
- ③過去に実施していたが現在は廃止した主な事業について、事業開始から廃止に至った経緯を整理すること。
- ④他都市類似施設や類似事業の事例を参考にすること。
- ⑤ヒアリングを実施する団体の選定については事前に委託者と協議すること。

(2) 「(仮称)札幌芸術の森の魅力向上に向けた在り方検討委員会」基礎資料作成業務

(1)の調査分析結果を基に、「(仮称)札幌芸術の森の魅力向上に向けた在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で使用する基礎資料を作成すること。作成にあたっては、芸術の森の総括的な分析結果の他、美術分野、工芸・工房分野、音楽・舞台芸術分野に分類した構成とし、各分野の分析結果を掲載すること。

(3) 検討委員会事務局業務

①検討委員会概要

委託者において、芸術の森指定管理者、有識者等により、芸術の森の課題整理や今後の在り方について議論する検討委員会を以下の通り実施する。

ア)構成

芸術の森指定管理者、有識者等により6名程度で検討委員会を組織し、さらに美術部門、工芸部門、音楽・舞台芸術部門の3部門に分け、各部門5名程度で検討委員会分科会（以下「分科会」という。）を組織する。なお、分科会も含めた委員会の構成員については委託者において決定する。

イ)開催期間及び回数

- ・検討委員会…令和6年6月～令和7年2月の期間中に、検討委員会を3回程度実施する。
- ・検討委員会分科会…検討委員会の初回実施後から最終回実施までの間に各分野において2回程度実施する。

ウ)検討委員会の流れ（想定）※

- i) 検討委員会（1回目）…委員会の意義・目的、芸術の森の総体的な課題、各部門の主な課題の共有。
- ii) 各分科会（1回目）…各部門の総体的な課題や各事業についての課題提起及び課題解決に向けた解決策の検討。
- iii) 検討委員会（2回目）…各部門に属しない事項の課題にかかる解決策の検討及び各分科会の進捗報告。
- iv) 各分科会（2回目）…各部門の課題解決策に応じた事業内容の改変にかかる検討及び提言案決定。
- v) 検討委員会（3回目）…各部門に属しない事項の提言案の決定及び各部門提言案の承認。

※進捗や検討状況により、委託者と協議の上、適宜内容や実施回数を変更できることとする。

②事務局業務内容

ア)検討委員会及び分科会開催

- ・委員会資料の作成・当日配布を行うこと。
- ・検討委員会開催時期は6～7月、10～11月、1～2月に各1回を想定しているが進捗状況に応じ開催時期を検討すること。分科会は検討委員会開催時期を考慮して随時開催すること。なお、各委員との日程調整、開催場所確保、委員への報酬及び交通費の支払は委託者にて行う。
- ・検討委員会及び分科会の開催時期、回数、及び資料の内容は委託者と事前相談の上決定すること。

イ)検討委員会及び分科会司会進行

- ・検討委員会及び分科会の司会進行を行い、各委員からの意見を聴取、統括すること。

ウ) 議事録作成

- ・ 検討委員会及び分科会の議事録を作成し、委託者及び全出席者に共有すること。なお、議事録は開催日から1週間以内を目途に作成すること。

(4) 「(仮称) 札幌芸術の森運営方針検討報告書」作成業務

(3) における検討委員会の内容を踏まえ、芸術の森の運営・事業実施にかかる方針の検討結果をまとめた「(仮称) 札幌芸術の森運営方針検討報告書」を作成すること。作成にあたっては以下の要素を含むこととする。

- ① 芸術の森の基本情報・利用状況
- ② 芸術の森が現状で果たしている役割と効果
- ③ 芸術の森全体、及び各分野における課題
- ④ 芸術の森の課題解決及び魅力向上への具体的な取組の方向性
- ⑤ 芸術の森の魅力向上に向けた運営方針提言

4 業務履行期間

業務履行期間は、契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。

5 業務体制等

- (1) 受託者は、本業務の内容等について十分理解し、本市の求めに応じて打合せ等を実際に行うため、業務の管理及び統括を行うもの(業務管理者)を1名配置し、業務が遅滞することのないようにすること。
- (2) 受託者は、芸術の森の成り立ちや事業実施経緯の他、札幌市の文化芸術振興にかかる事業を良く把握した上で、検討委員会を統括しなければならない。
- (3) 受託者は、主要な内容の段階の区切り等に自主的に社内検査を行い、進捗の遅れや業務の遺漏など、委託者との協議を要する事項が判明した場合は速やかに委託者へ報告し、指示を受けなければならない。

6 成果品(提出図書)

業務完了時に提出すべき成果品等とその部数は下記のとおりとする。

なお、受託者は、成果品について、一切の知的財産権(著作権法61条2項で定める著作権法27条、28条の権利を含む)、中間成果物及びその他本成果について発生するすべての権利を、委託者に譲渡するものとする。また、中間成果物及び本成果について、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 「(仮称) 札幌芸術の森運営方針検討報告書」: A4版製本2部
- (2) 「(仮称) 札幌芸術の森運営方針検討報告書」概要版: A3版2部
- (3) 上記(1)~(2)を収めた電子媒体(CD-R又はDVD-R)※: 1枚

※PDFデータとMicrosoft Word等の可変データをそれぞれ格納すること。

7 検査及び支払

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に委託者の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、

受託者は直ちに当該用務の修正を行わなければならない。

- (3) 全ての業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 その他

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書に準拠し、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。

以 上